

これまでに多く寄せられたご質問にお答えします。

- 現在とても小さい土地なので、減歩されると家が建たないのではないかと心配です。なんとかできるでしょうか？

お答えします。

現在小さな宅地について通常の減歩をすると、さらに小さな宅地となり、災害防止や衛生の面から、また宅地の利用の面からあまり好ましくない場合が想定されます。

このため、町では「換地設計基準」及び「小宅地等の取扱い要領」の中で、「小宅地」に該当する画地とその取扱いについて定め、所有者等から申出があった場合、その減歩を緩和できる旨規定しています。

減歩の緩和については、通常の減歩をいただく宅地との公平を期すため、減歩緩和分に相当する清算金をいただくこととなります。

なお、基準地積の確定後、皆様がお持ちの宅地について、減歩の緩和を希望されるのかどうか、ご意向をお聞きする予定です。



「換地設計基準」、「小宅地等の取扱い要領」とは、それぞれ平成16年2月23日に制定、告示した「広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業換地設計基準」及び「広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業小宅地等の取扱い要領」を指します。

今月の日曜相談日は、12月19日です。

全体の事業説明会とは別に、事業に関する個別のご相談については随時、向洋駅周辺まちづくり事務所でお伺いしていますが、お仕事の都合などで平日はなかなかご来所できない方も多いことと思います。この機会にお気軽にご相談ください。

場所・・・向洋駅周辺まちづくり事務所

日時・・・12月19日（日曜日）朝9時00分～昼12時00分